

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|-------|---|
| 子育て支援 | <p>おむつ用品支援事業</p> <p>交付対象乳児： 令和6年4月1日以降に生まれ、1歳の誕生日の属する月末までの乳児。 交付対象者： 乳児と同一世帯のみどり市に住所登録し、養育している方。 内 容： 子育て世帯を支援するため、対象児童を養育する世帯に対して、おむつ用品券を給付することにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る。 要件を満たす世帯に対して、市の指定店でおむつ用品を購入できるおむつ用品券（交付対象乳児1人当たり48,000円）を交付する。但し、転入者は申請した翌月分から1歳の誕生日の属する月分まで</p> <p>問合せ：《こども課 こども福祉係》 TEL：0277-76-0995</p> |
| | <p>放課後児童クラブの利用料金の減免</p> <p>対象者： 放課後児童クラブを利用する児童の保護者で条件に該当する方 内 容： 放課後児童クラブを利用する世帯の状況に応じて、利用料金（月額10,000円）を減免する。 ① 生活保護法の規定により保護を受ける者：全額免除 ② 在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯：2分の1を減免 ③ 母子・父子世帯：2分の1を減免</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0277-76-0995</p> |
| | <p>ファミリー・サポート・センター利用料軽減対策事業</p> <p>対象者： みどり市・桐生市に在住・在勤・在学の方で、手助けを必要とする方 内 容： 育児支援（0歳～小学校6年生まで） ・ 保育園、認定こども園、幼稚園、小学校の登園登校前又は降園下校後の子どもの預かり ・ 病児、病後児の預かりや保育施設までの送迎 など 介護支援 ・ 食事の準備や後片付け ・ 買い物や薬の受け取り代行 など 利用料 ・ 1時間あたり（1人につき）700円から1,600円（支援内容や利用時間帯などにより異なる） ※最初の1時間は、市から400円助成します。</p> <p>問合せ：《こども課 こども福祉係》 TEL：0277-76-0995</p> |
| | <p>わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助事業</p> <p>対象者： わたらせ渓谷鐵道を利用し東町から高等学校等へ通学する生徒の通学定期券を購入している生徒の保護者 内 容： みどり市東町から高等学校及び養護学校へ通学する生徒の保護者負担の軽減を図り過疎地域における定住を促進するため、通学費の一部に対し補助金を交付する。 （補助額） 東町各駅からの通学定期代が、上神梅駅～桐生駅間の通学定期代を超える部分の金額</p> <p>問合せ：《東市民生活課 市民福祉係》 TEL：0277-76-0984</p> |
| | <p>奨学金貸与事業</p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する方 ・ 経済的な理由により修学が難しい方 ・ 市内に1年以上住所を有する世帯の中で、大学院、大学、短大、専修学校の専門課程、高校（中等教育学校の後期課程や特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する方 ・ 学力優秀・品行方正であって、卒業した、または在学する学校長が推薦する方 ・ 他の奨学金を受けていない方</p> <p>内 容： 在学又は入学する学校の正規の修学期間内を貸与期間とし、無利子で貸与します。貸与月額の上限は次のとおりです ・ 大学院・大学・短大・専修学校専門課程（自宅外）：30,000円 ・ 大学院・大学・短大・専修学校専門課程（自 宅）：20,000円 ・ 高校生・専修学校高等課程・高等専門学校：10,000円</p> <p>問合せ：《教育総務課 総務係》 TEL：0277-76-9844</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|-------|---|
| 子育て支援 | <p>学校給食費無料化</p> <p>対象者： みどり市立の小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒</p> <p>内 容： みどり市立の小・中学校及び義務教育学校で児童生徒に提供される給食を無料化します。食育の教材となる給食の食材費用は市が負担し、保護者からは徴収しません。また、無料化に際し、特に条件は設けません。</p> <p>問合せ： 《教育総務課 大間々学校給食センター》 TEL：0277-46-9491</p> |
| | <p>学校給食費補助事業【食物アレルギー対応補助金交付事業】</p> <p>対象者： 食物アレルギーのため給食を食べられず、代替措置として恒常的にお弁当を持参している、無料化対象児童生徒の保護者 ※お弁当の持参については、学校長の承認・決定が前提となります。また、一部お弁当持参の場合は対象外です。</p> <p>内 容： 対象となる児童生徒が在籍する学校において、学校給食の代わりに持参したお弁当を食した回数1回あたりにつき以下の金額を補助します。</p> <p>①小学校及び義務教育学校(前期課程) 280円 ②中学校及び義務教育学校(後期課程) 326円</p> <p>問合せ： 《教育総務課 大間々学校給食センター》 TEL：0277-46-9491</p> |
| | <p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者： 不妊治療を行っている夫婦で下記の要件を全て満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある ・医療保険に加入している ・市税の滞納がない <p>内 容： 不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円（千円未満切捨て） ※県の助成を受けている場合はその額は差し引かれます。 助成回数： 申請は1年につき1回とし通算5回まで 助成対象期間： 1月1日～12月31日までの治療分 申請期間： 助成対象期間の年の4月1日～翌年1月31日</p> <p>問合せ： 《健康管理課》 TEL：みどり市大間々保健センター 0277-72-2211</p> |
| | <p>不育症治療費助成事業</p> <p>対象者： 不育症の治療を行っている夫婦で下記の要件を全て満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある ・医療保険に加入している ・市税の滞納がない <p>内 容： 医師が認めた不育症治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円（千円未満切切り捨て） 助成回数： 申請は1年につき1回とし通算5回まで 助成対象期間： 1月1日～12月31日までの治療分 申請期間： 助成対象期間の年の4月1日～翌年1月31日</p> <p>問合せ： 《健康管理課》 TEL：みどり市大間々保健センター 0277-72-2211</p> |
| | <p>産婦健康診査事業</p> <p>対象者： みどり市内に住所を有する産婦</p> <p>内 容： 産後間もない時期の健康状態を確認し、安心して育児が出来るようサポートするため、産婦健康診査（2回分）の費用を一部助成します。 健診実施時期：産後2週間頃、産後1か月頃</p> <p>問合せ： 《健康管理課》 TEL：みどり市大間々保健センター 0277-72-2211</p> |
| | <p>母乳外来助成事業</p> <p>対象者： みどり市内に住所を有する、出産後4か月までに母乳外来を利用した産婦</p> <p>内 容： 産科医療機関や助産院の母乳外来にかかる費用を一部助成します。 助成回数： 出産1回につき5回まで 助成額： 1回につき上限1,000円（費用が上限に満たない場合はその金額） 申請期限： 出産後6か月になるまで</p> <p>問合せ： 《健康管理課》 TEL：みどり市大間々保健センター 0277-72-2211</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|-------|---|
| 子育て支援 | <p>産後ケア事業</p> <p>対象者：みどり市に住所を有する産後3か月までの産婦とお子さんで次の条件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身の不調や強い育児不安がある ・家族等から家事や育児等への支援が受けられない ・母子ともに病院等への入院治療を必要としない <p>内 容：協力医療機関で助産師等の専門スタッフから、こころとからだ、育児のサポートを受けることが出来ます。(利用時自己負担金あり)。</p> <p>利用者負担：宿泊型(1泊) 7,600円 日帰り型(1日) 3,700円 日帰り型(半日) 1,800円</p> <p>問合せ：《健康管理課》 TEL：みどり市大間々保健センター 0277-72-2211</p> |
| | <p>妊婦歯科健診</p> <p>対象者：みどり市に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた妊婦</p> <p>内 容：妊娠中に1回、歯科健診の費用を助成します。 受診方法：登録歯科医院に予約をして受診 健診内容：問診・口腔内診査・結果説明</p> <p>問合せ：《健康管理課》 TEL：みどり市大間々保健センター 0277-72-2211</p> |
| | <p>みどり市産材記念品贈呈事業</p> <p>対象者：令和5年4月1日以降に出生し7か月児健診時にみどり市民として住民登録されている乳児</p> <p>内 容：市産材を活用したおもちゃ(積み木)を贈呈</p> <p>問合せ：《農林課 林政係》 TEL：0277-76-1937(直通)</p> |
| 住宅支援 | <p>定住促進住宅事業</p> <p>対象者：・みどり市東町地域に定住する意志を有する者 ・税の滞納のない者 ・身元引受人を1名つけられる者 ・家賃を支払う収入がある者 ・暴力団員でない者</p> <p>内 容：市内の東町地域の産業振興、教育・文化及び地域の活性化のため、定住を希望する者に、市の所有する集合住宅(沢入住宅)を賃貸する。</p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅政策係》 TEL：0277-76-2189</p> |
| | <p>定住促進住宅用地分譲事業</p> <p>申込者の資格：・次の①又は②のいずれかに該当する方 ①自ら又は直系卑属の親族が居住する住宅(生活の本拠とするものに限る。)を建築するため、宅地を必要としている方 ②自ら又は直系卑属の親族が既存の住宅(生活の本拠とするものに限る。)の宅地とともに使用するため、宅地を必要としている方 ・指定期日までに土地代金及び登記に要する費用を一括払いできる方 ・自ら又は直系卑属※1の親族が、暴力団員でない方</p> <p>分譲条件：指定の条件又は分譲契約事項に違反した場合は、分譲した宅地を分譲価格でみどり市が買い戻します。なお、契約日から10年間は、買戻特約登記を設定します。</p> <p>内 容：浅原分譲地(1区画) ・面積 (登記面積) 301.98㎡、(敷地有効面積) 253.88㎡ ・価格 1,087(千円) 東町並分譲地(2区画) 第2区画 ・面積 258.59㎡ ・価格 1,396(千円) 第15区画 ・面積 253.36㎡ ・価格 1,292(千円)</p> <p>問合せ：《都市計画課 まちづくり整備係》 TEL：0277-76-1903</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|--------------|--|
| 住宅 支 援 | <p>勤労者資金貸付事業</p> <p>対象者：同一事業所に1年以上継続して勤務し、市内に居住する若しくは、居住しようとする勤労者。</p> <p>内 容：住宅を建築・増改築、または既設住宅を購入するための費用及びそれに必要な宅地（400㎡以下）を購入するための資金</p> <p>範囲：住宅の用に供する延べ面積は50㎡以上165㎡以下であること 増改築は、増改築面積が10㎡以上（補修は除く） 中古住宅は築後10年以内であること</p> <p>融資条件：利率（固定） 年2.5% 限度額 資金総額の80%以内で1,000万円以下 返済期間 20年以内</p> <p>問合せ：《商工課 商工労政係》 TEL：0277-76-1938</p> |
| | <p>みどり市空き家バンク制度</p> <p>対象者：みどり市内の空き家物件を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方。</p> <p>内 容：市内への移住や定住を促進するため、所有者からの申請に基づき市内の空き家物件を空き家バンクに登録し、ホームページ等で賃貸または購入希望者へ空き家情報を提供する。</p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅政策係》 TEL：0277-76-2189</p> |
| | <p>住環境改修補助事業</p> <p>対象者：みどり市に住民登録がある建物所有者で、世帯全員に市税等の滞納がないこと。 施工業者が市内業者であること。</p> <p>内 容：市内に存在する一般住宅に対して、住宅の一部又は全部の増改築、修繕又は模様替え、機能向上など10万円以上の工事費に対し補助率1/10上限10万円の補助事業。</p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅政策係》 TEL：0277-76-2189</p> |
| | <p>空き家改修補助事業</p> <p>対象者：空き家を購入した者、空き家の所有者から補助対象空き家を購入しようとする者又は補助対象空き家の所有者の法定相続人で、空き家を改修し5年以上居住する見込みがある者。市税の滞納のない者。施工業者が市内業者であること。</p> <p>内 容：市内に存在するおおむね1年以上使用されていない空き家の改修工事費用に対し、補助率2分の1の額で上限60万円。補助対象者が転入して補助対象空き家に居住する場合は転入者1人につき5万円を加算。加算の上限は20万円。</p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅政策係》 TEL：0277-76-2189</p> |
| | <p>住宅用再生可能エネルギーシステム等設置補助金（太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、木質ペレットストーブ、薪ストーブ、LED照明器具）</p> <p>対象者：・自らが居住する市内の住宅に「太陽光発電システム」「リチウムイオン蓄電池」「木質ペレットストーブ」「薪ストーブ」「LED照明器具」を設置する人。 ・住宅の用に供する床面積が、延べ床面積の1/2以上であること。 ・世帯員全員が市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと。 ・市から過去に同一システムの補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>内 容：指定の要件を満たす場合、次のとおり補助</p> <p>【太陽光発電システム】 ・最大出力1kWあたり3万円（上限5万円）</p> <p>【リチウムイオン蓄電池】 ・15万円</p> <p>※対象となる太陽光発電システムとリチウムイオン蓄電池を同時に設置する場合、合算した補助金額に5万円加算。</p> <p>【木質ペレットストーブ】 ・本体等購入費＋設置工事費の1/2以内の額（上限15万円）</p> <p>【薪ストーブ】 ・本体等購入費＋設置工事費の1/2以内の額（上限15万円）</p> <p>【LED照明器具】 ・本体等購入費＋設置工事費の1/2以内の額（上限5万円）</p> <p>問合せ：《生活環境課 環境政策係》 TEL：0277-76-0985</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|---|--|
| 住 宅 支 援 | <p>浄化槽設置整備補助金</p> <p>対象者：・公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業供用開始区域を除く区域に、10人槽以下の環境配慮型浄化槽を専用住宅に設置する方 ・市税の滞納がない方 ・着工前に申請を行い、同年度2月末までに完了検査を受検できる方 ・その他、浄化槽設置整備補助金交付要綱にある要件を満たしている方</p> <p>内 容：単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽）に切り替える工事に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するもので、配管工事費も補助対象となります。 ※建物の新築・建替えによる工事は対象外 (補助金上限額) 5人槽 690,000円 7人槽 756,000円 10人槽 858,000円 ※補助金上限額は配管工事費分（上限300,000円）を含む額です。 ※先着順で受付を行い、予算に達し次第終了となります。</p> <p>問合せ：《簡水下水道課 総務係》 TEL：0277-46-7918</p> |
| | <p>公共下水道接続促進補助金</p> <p>対象者：・公共下水道排水設備等工事計画確認申請書を提出している方 ・市税の滞納がない方 ・公共下水道受益者負担金及び分担金の滞納がない方 ・着工前に申請を行い、同年度2月末までに完了検査を受検できる方</p> <p>内 容：くみ取り槽の水洗化や浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する方に補助金を交付する。 ※建物の新築・建替えによる工事は対象外 (補助金額) 接続工事に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）に相当する額（その額に1,000円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てた額）上限10万円 ※先着順で受付を行い、予算に達し次第終了となります。</p> <p>問合せ：《簡水下水道課 総務係》 TEL：0277-46-7918</p> |
| 農 業 体 験 ・ 就 農 支 援 | <p>貸し農園の設置（浅原体験村）</p> <p>対象者：農業体験を行いたい方</p> <p>内 容：面 積 1区画約40㎡ 区画数 110区画 利用料 年額8,000円 申 込 随時受付（利用期間は、1年間）</p> <p>○その他の施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コテージ（10人用、8人用、4人用）5棟 1棟12,000円から ・食堂、直売所、管理棟（シャワー、トイレ付き） ・そば打ち体験道場 そば打ち体験1名1,100円 ・バーベキューハウス ・貸出用農機（耕うん機） ・屋外トイレ ・駐車場70台分 <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0277-76-1937</p> |
| | <p>市民農園の設置（諸町市民農園）</p> <p>対象者：市内在住・在勤者</p> <p>内 容：面 積 1区画約20㎡ 区画数 132区画 利用料 年額4,000円 申 込 随時受付（利用期間は、1年間）</p> <p>○その他の施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩ハウス ・簡易トイレ ・水道 ・駐車場33台分 <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0277-76-1937</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|------------------|---|
| 就 業 支 援 | <p>起業家チャレンジ資金貸付事業</p> <p>対象者：新たに創業する者、新たな事業に業種転換する者で具体的な計画を有する者または事業開始後1年未満の者で、市税等に未納のないもの</p> <p>内 容：資金使途：創業または業種転換のための運転資金及び設備資金 融資条件：利率（固定） 年1.7% 限度額 1,000万円 融資期間 運転資金：5年以内、設備資金：10年以内 運転・設備併用：10年以内 取扱金融機関（申し込み先）：市内の銀行、信用金庫、信用組合</p> <p>問合せ：《商工課 商工労政係》 TEL：0277-76-1938</p> |
| そ の 他 | <p>グループ28（移送サービス）</p> <p>対象者：東町内に住所を有し、事前に会員登録を行っている者</p> <p>内 容：日常生活の中で、特に外出に伴う移動手段に支障を来し、移送支援を必要とする者に対し、通院、買物等の移送サービスを有料で提供する（要予約、市外への移動にも使用可）。 （基本料金） ・1kmあたり100円 ・東町内片道最大300円（東町内及び水沼診療所まで） ・笠懸町、大間々町内（桐生市に設置している電話でバスのバス停（新桐生駅、桐生厚生総合病院、ヤオコー桐生相生店、相生団地）を含む）最大500円</p> <p>問合せ：《東市民生活課 市民福祉係》 TEL：0277-76-0984</p> |
| | <p>電話でバス（デマンドバス）</p> <p>対象者：どなたでも利用可能</p> <p>内 容：笠懸・大間々地域で運行している、時間と乗車区間を電話で予約して利用する乗合バス 運行時間：午前7時30分～午後7時30分 予約方法：電話またはWEB 運賃：おとな1回300円、こども（小学生以下）150円 ※未就学児は無料（おとな1人に対して2人まで）</p> <p>問合せ：《企画課 政策調整係》 TEL：0277-76-0962</p> |